

令和元年度

第8回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和元年11月7日(木)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 9名 欠席委員 4名

議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	×	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	×
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	×			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

永野次郎委員 河野秀行委員 岩坂信也委員
進藤茂毅委員 板井伸博委員 瀬口一行委員

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭

会議に付した事件

- 議案第51号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可取り消しについて
- 議案第52号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第55号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第57号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第58号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

<p>局長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>総会の前でございますが、議案の差し替えをお願いします。議案書 27 ページの農用地利用集積計画集計表の中の数値に誤りがありましたので、右肩に令和元年度第 8 回総会議案第 56 号差し替え分と記入している資料をお手元に配布させていただいております。大変申し訳ありませんが差し替えをお願いします。</p> <p>それでは第 8 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 9 名、欠席委員 4 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和元年度第 8 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、3 番：河野孝也委員及び 5 番：河野利治委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可取り消しについての審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。皆さん、おはようございます。</p> <p>議案第 51 号、農地法第 3 条の許可処分取消申請について次のとおり申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。</p> <p>申請番号が平成 29 年度 3 条 100 番、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で、地目が畑で、面積が 356 ㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は平成 30 年 2 月 7 日の総会時に承認され農地法 3 条の許可を受けていましたが、許可後、売買の手続きをせずに渡人である■■■■氏が亡くなったということでもあります。また、当時、売買の話をしていた■■■■さんの父である■■■■さんも亡くなったことか</p>

議 長	<p>ら売買が不成立となったものです。以上であります。</p> <p>この件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見・ご質問がなければ、本案は、原案のとおり許可の取り消しをしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は、原案のとおり許可を取り消すことに決しました。</p> <p>次に、議案第 52 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第 52 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域について、平成 31 年 4 月 8 日付け豊後高田市農業委員会告示第 4 号に基づき、下記の農地について下限面積の区域設定をしてよいか意見を求めます。</p> <p>今回の申請であります、所在が ■ 字 ■ 番地で、地目が畑で、面積が 55 m²であります。申請人は ■ の ■ さんです。</p> <p>お手元にある資料で議案第 52 号関連資料の地図をご覧ください。青枠で囲んだ ■ 筆が平成 30 年度第 10 回議案第 70 号で下限面積の地番指定を受けたもので、今回は申請番号 4 番と書いている赤枠で囲んだ 1 筆を追加で地番指定するものです。</p> <p>後ほど 3 条申請のところの関連案件としてでてきますが、前回、空き家バンクとセットで宅地に近接している農地すべてを売買する計画でありましたが、以前の区域設定の際にこの 1 筆が漏れておりましたので、今回追加で地番指定を受けるものです。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見・ご異議がなければ、本案は、原案のとおり区域の指定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は、原案のとおり区域の指定することに決しました。</p>

次に、議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。3 ページからになります。

申請番号 64 番、所在が■■字■■番地■■で、地目が田で、面積が 202 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 65 番、所在が■■字■■番地で、地目が畑で、面積が 1,061 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。なお、受人は申請地の隣地で■■を経営しており、とうもろこし等の飼料を生産するため購入するものです。

申請番号 66 番、所在が■■字■■番地外■■筆で、地目が畑で、合計面積が 2,315 m²、渡人が■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が新規就農で売買するものです。なお、この案件は平成 30 年度第 10 回の総会で下限面積の地番指定を受けており、先ほどの議案第 52 号で承認を頂いた追加で地番指定された農地も含まれております。空き家バンクの登録の家とセットで購入する予定です。

申請番号 67 番、所在が■■字■■番地外■■筆で、地目が田及び畑で、合計面積が 5,586 m²、渡人が■■の■■さん、受人が同じく■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営の移譲、受人が経営の継承で贈与するものです。なお、渡人と受人は親子の関係にある同一経営で、今回、一部の農地を残し、息子である受人に譲与するものであります。

申請番号 68 番、所在が■■字■■番地■■で、地目が畑で、面積が 356 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。なお、この案件は議案第 51 号の農地法第 3 条許可処分の取消申請の関連事案になります。

申請番号 69 番、所在が■■字■■番地■■外■■筆で、地目が畑で、合計面積が 627 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。なおこの案件は、渡人の父が生前、受人と申請地を譲り渡す約束をしていたことから贈与として申請があったものです。

申請番号 70 番、所在が■■字■■番地で、地目が田で、面積が 597 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人及び受人の効率化を図るため売買するものです。この案件は、受入である■■さんの耕作地の近隣に、渡人である■■さんの農地が 1 筆あり、

そこを通らないと受人である■■■さんが耕作することができなく、また、農地の集積もできることから、今回売買するものです。

申請番号 71 番、所在が■■■字■■■番地で、地目が田で、面積が 628 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 54 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請が次のとおりありましたので意見を求めます。議案書 7 ページ、申請番号 2 番です。申請地は■■■字■■■番地で、地目は田で、面積が 1,140 m²になります。農地区分はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地が広がる区域内にある第 1 種農地になります。転用目的は駐車場及び資材置場であります。

申請地は市役所■■■庁舎から■■■へ約■■■k mに位置する農地で、県道■■■線から市道■■■線に約■■■m入った農地で、周囲の北側は■■■を挟んで■■■に、東及び南側は■■■に、西側は■■■に接しています。

利用計画についてですが、現在、申請者は■■■を営んでおり、面積 1,140 m²に駐車場及び■■■等を置く資材置場として利用しています。

申請地は建築物の施工ではないので、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等を行わず現状のまま利用しますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については自然浸透のため、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、既に申請地は駐車場及び資材置場として利用しているため資金は必要としません。

転用許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

尚、この案件については、平成元年ごろ■■■■の敷地が手狭になり申請地である隣接地を利用し、駐車場及び資材置場としましたが、申請地の農地転用の申請を失念していたということであります。このことにつきましては、申請者は深く反省しており、今後、農地法を遵守することで、二度とこのようなことがない旨の始末書が提出されていることから、今回、追認案件とするものであります。

事務局長

すみません、今、お配りしている位置図の資料、もしかしたら中でおかしな順番になっている方がおられると思います。申し訳ございません。今の第54号議案の第2番が一番最後のページにきているようになっていますので、ちょっとすみません。うちの方で製本する時に間違えているようでございます。今の分については、一番最後のページ見開きのところで、この第54号申請番号2番がきます。そして、次の3番については一番最初に戻って一番最初のページの見開きが第54号申請番号3番となっているようです。第54号の2番がちょっと順番が一番最後になってずれているということで、大変申し訳ありません。分かりづらかったと思います。お詫びを申し上げます。

事務局

続きまして申請番号3番です。申請地は■■■■字■■■■番地■■で、地目は田で、面積が386㎡で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地になります。転用目的は一般住宅用用地であります。

申請地は市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置する農地で、周囲は北及び東側を■■■■に、西側を■■■■に、南側を■■■■に接しています。

利用状況についてですが、申請者は■■■■で、平成18年10月に建築面積■■■■㎡の■■■■建ての一般住宅を建築しています。

申請地は境界より距離をとって施工しているため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等は行わず現状のまま整地を行ってまいりますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水及び生活雑排水については、東側の県道に敷設されている道路側溝へ放流しているため周囲の営農への影響はありません。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、既に申請地は住宅用地として利用しているため、新たな資金の必要はありません。

転用許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上

議 長	<p>必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。</p> <p>尚、この案件については、住宅建築時以前に別の建物が建っていたことから地目の確認をせず、そのまま住宅を建設してしまったということでありま す。このことにつきまして、申請者は今後農地法を遵守し、二度とこのよう なことがおきないように反省しており、始末書も提出されていることから、今 回、追認案件として提案するものであります。以上でございます。</p>
13 番: 内田委員	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題 はないとのことですが、ここで地元委員から意見をいただきたいと思いま す。</p> <p>最初に、申請番号 2 番につきましては、13 番：内田委員からお願いしま す。</p> <p>当該の地番につきましては、■地区の圃場整備の計画が今進んでおりまし て、その圃場整備の対象用地にこの■の駐車場がなっているということで、 これは早急に地目変更をしないと圃場整備の対象になってしまうぞ、という ことで、まあ、それで気がついたわけであります。で、当該地番は約 30 年 ほど前に市内の■が田んぼのうわ土をとらせてくれんじやろうかと、 その代わりに埋土をしてあげるからというようなことで、まあ、渡りに船で 埋土をしてもらったと。その際に、転用許可申請を失念していたということ で大変申し訳ありませんでした、と言う事で先ほど事務局からお話がありま したように、始末書を提出されたという事で、えー、30 年経っている訳で ありますけど、どうか追認をよろしくお願ひしたいという事で、よろしくお 願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 3 番につきまして、板井伸博推進委員からお願いしま す。</p>
板井伸博 推進委員	<p>申請番号 3 番につきましては、先般 10 月 23 日に事務局、友延委員、私と 現地確認いたしました。内容につきましては今、事務局の方が言ったとお りで特に問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のあ る方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま した。</p> <p>次に、議案第 55 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請に ついて審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第 55 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請に</p>

請地を譲り受け、駐車場用地として整備する計画であります。

申請地は、市環境課に土砂埋立て盛土届が提出されており、境界には 60cm～1m の L 型擁壁を施しますので、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。また、建物ではないため日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透及び表面排水にて南側の市道側溝へ放流する予定です。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、造成工事費 [] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和 2 年 4 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

転用許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) 「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号 32 番です。申請地は [] 字 [] 番地、面積 562 m² で、農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地、都市計画の用途区分は第 1 種低層住居専用地域に該当する田であります。転用目的は一般住宅用地です。

申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] km に位置し、[] から [] へ約 [] m 進んだ農地で、周囲は北及び西側を [] に、東側を [] 及び [] に、北側を [] に接しています。

利用計画についてですが、申請者は [] で、所有者より申請地を譲り受け、[] m² の [] 用の住宅を建築する計画であります。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等を行わず、現状のまま整地を行います。

雨水排水については、東側の側溝を通じて東側市道側溝へ放流する計画であり、生活雑排水については、東側市道に敷設されている公共下水道へ繋いで放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は [] 円を要し、それを満たす金融機関の融資予定証明書の添付があり、資力はあると判断できます。

工事期間は、許可後から令和 2 年 5 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のエの (イ) で、「第 3 種農地の転用は許可することができる」に該当します。

申請番号 33 番です。申請地は [] 字 [] 番地、面積 639 m² で、農

業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の地域内にある第2種農地の畑です。転用目的は一般用住宅用地です。

申請地は市役所 庁舎から へ約 kmに位置し、県道 線から市道 線に約 mへ入った農地で、周囲は北を に、東側は に、西側は を挟んで に、南側は を挟んで 及び に接しています。

利用計画についてですが、申請者は で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積 m²の 用の 建住宅を建築する計画であります。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等は行わず、現状のまま整地を行います。

雨水排水については、雨水枡を設け、西側の市道側溝へ放流する計画であり、生活雑排水については、住宅の北側に合併浄化槽を設け、そこから西側の市道側溝へ放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は 円を要し、それを満たす金融機関の融資可能証明書の添付があり、資力はあると判断できます。

工事期間は、許可後から令和2年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

転用許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上でございます。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号30番及び申請番号32番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎
推進委員

10月23日、私と事務局と河野委員と一緒に現地に行きました。事務局の説明どおり問題ないと思えますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

次に、申請番号31番につきまして、進藤茂毅推進委員からお願いします。

進藤茂毅
推進委員

10月25日午後、事務局員と確認に行きましたが、事務局の言うとおりでございますので、よろしくお願いします。

議 長	次に、申請番号 33 番につきまして、河野秀行推進委員からお願いします。
河野秀行 推進委員	33 番申請についてご説明します。10 月 23 日事務局、それから会長の 3 名で確認しました。事務局の説明どおりですので、ご承認方をよろしくお願いします。以上です。
議 長	地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
議 長	次に、議案第 56 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 27 ページです。
事務局	<p>議案第 56 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業であります。</p> <p>それでは、お手元にお配りしています別紙の差替分の集積表をご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 7,783 ㎡、畑の面積が 83,660 ㎡の合計面積が 91,443 ㎡で、利用権を設定する農家数 42 戸、利用権の設定等を受ける農家数 2 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 84,994 ㎡、使用貸借に係る面積 6,449 ㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書 11 ページから記載していますが、訂正箇所がありまして、議案書 25 ページの申請番号 132 番の利用期間の始期の箇所が令和 1 年 10 月 21 日となっておりますが、正しくは令和 2 年 1 月 1 日ですので、訂正方よろしくお願いします。</p> <p>以上の農用地利用集積計画の内容は、経営面積、従事面積、従事日数などの農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。</p>
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。 はい、河野委員。
5 番： 河野委員	はい、すみません。異議というか、ちょっとあの一確認ちゅうか、お聞きしたいんですけども、この案件に対して所有者が死亡ということで新規設定されている案件が多々あるんですけども、その内の 116 番と 130 番ですけども、死亡者が元の所有者が 116 番の例をとると、名字が■■■■なんですけれども貸人が■■■■と、130 番に至っては、亡くなった方の名字が■■■■なんですけれども貸人が■■■■ということで、その 2 人の関係を教えていただきたいと思いますが。あの方はいたい親子か名字が一緒なんでそう理解はできる

議 長	<p>んですけれども、この2件に対してはちょっとこのままでは理解に苦しみますので、この亡くなった方と現貸人との関係をお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。事務局、説明してください。</p>
事務局長	<p>116番と130番について、関係と言うのは正直今の段階で事務局では把握しておりません。確認もですね、農業ブランド推進課の担当者に確認してまた、ご報告させていただきたいと思いますが、亡くなった方についての中間管理を通しての利用権については、相続できてない分については市民課の方で戸籍をとりまして、相続人にあたる人に対してきちんと手続きをしておりますので、相続人の中の一人であることには間違いのないと思われしますので、調べて次回の報告でよろしいでしょうか。申し訳ございません。</p>
議 長	<p>ちょっと補足をさせていただきます。あの一、まあ、皆さんご存知だとは思いますが、中間管理事業を通じた貸し借りの関係については、農業ブランド推進課の方が担当しておりまして、そちらの方で貸し借りの話をまとめて書類の作成をしていただいて、その結果を農業委員会にかけるといような事務の流れになっておりますので、その貸り人、借り人の関係についてはそちらの担当課の方で処理をして、農業委員会の方に送りこんでくるというような事務の流れがあるものですから、ちょっと細かいところはこちらでは若干把握していないところがございますので、先ほど、事務局が申し上げたように、その確認をしてまた次回ご報告をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>他はございませんか。なければ、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>
	<p>次に、議案第57号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
	<p>議案第57号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。</p>
	<p>お手元に配布してあります別紙A3用紙の貸付調書についてですが、議案書の11ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p>
	<p>最初に別紙の農用地貸付調書の1ページで、借受者、 氏に6件で合計面積が6,449㎡、2ページから4ページの 氏についてですが、新規就農者であり、農地中間管理機構を介して の 地区に する計画であります。</p>

また、先ほど農地利用集積計画では、集積全体の筆数合計が 82 件、合計面積が 84,994 m²ですが、今回の配分計画は令和 2 年 1 月から筆数 42 件の合計面積 46,040 m²の貸付がしめされており、 地区の残りの 40 筆、合計面積 38,954 m²は令和 3 年 1 月から貸付される計画となっています。以上であります。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。はい、河野委員。

5 番：
河野委員

ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、私はこれはあの一、 さんやらがしている かな、とかいう考えでいたんですが、まあひと通りプランはできてますけれども、 というのは分かる範囲でどうなのか参考に教えていただきたいなと思うんですけども。普通、 は私の知ってる限りではその というのは、もしこれがあるなら、高田の取り組みとしてはもう新しいものではないかと思うんで、農業委員として少しでも知っておきたいと思えますし。また、これができれば私達の認定農業者とかありますので、是非、研修のひとつの視察先にも教えてたらいいなと思っておりますので、ちょっと分かる範囲で結構ですので、この が経営品目になってこの莫大な土地が必要というところの、土地と経営との関係性を教えていただきたいと思えます。以上です。

事務局

すみません、あのですね。この件につきましても、あの一、農業ブランド推進課の方でこの事業を進めておりました、そちらの方でまあ利用配分計画ということであげておりますけども、詳細の部分につきましては、農業ブランド推進課の方に聞いてみないと分からない部分がありますので、また聞いてこちらの部分につきましては、次回総会の時にお答えしたいと思いますので、すみません。

事務局長

すみません、ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。私の聞いている範囲でありますと、先ほど河野委員さんが言われたとおり、 、 の方で をやられているところがありますけども、それと同じ形態で行うということ聞いております。まあ、ちょっと説明の言い回しがちょっとどういふことが的確なのか私どもも、すみません、若干不慣れなところがありまして、申し訳ないですけども、やる形態としてはあの一、 さんがやられているような形態で行うというようなことを聞いております。

 さんの細かい経営の中身というのはですね、申し訳ないけど、そこまで例えば、 もやって の方もやるのか、もしくは だけなのかというその細かい中身までは私どもは把握してないんですけども、形態としては先ほど申し上げた様に をさせて、おそらくそういう形であれば、 が主になってくるかと思っております。その中に、 までやるのかやらないのかというのは、すみません、そこまで私どもも把握はしておりませんが、

基本的な形としては、[]で[]が基本な形だと思いますので、そういった研修あたりも[]さんあたりもそういったのを教わりながらという事を聞いておりますので、おそらく形態としてはそういう形でやられるかなと思っています。

議 長

次回、分かる範囲で説明をお願いします。

はい。他はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

なければ、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 58 号、非農地証明願についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

はい。議案第 58 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。29 ページからをご覧ください。

それでは、申請番号 17 番、所在が[]字[]番地で、地目は畑で、面積は 1,132 m²で、申請人は[]の[]さんです。申請事由ですが、申請地は平成 5 年に父が亡くなり、相続を受けた時には既に山林化していたということであります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。地元推進委員の瀬口委員と 10 月 23 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。

続きまして、申請番号 18 番、所在が[]字[]番地、地目は畑ですが現況は雑種地で、面積は 474 m²であります。申請人は、[]さんで、申請事由ですが、平成 11 年に母親から相続を受けたときは既に進入路及び庭として使用されていたということであります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。地元農業委員の内田委員と 10 月 23 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。

続きまして、申請番号 19 番、所在が[]字[]番地、地目は畑ですが現況は宅地で、面積は 13 m²であります。申請人は[]の[]さんで、申請事由ですが、以前、宅地に隣接する畑を県道用地として売却し工事を行ったが、一部が残地として残り、その箇所をコンクリート張り宅地として使用していたが、登記が完了していなかったため地目が畑になっているということであります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。地元推進委員の進藤委員と 10 月 23 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。

続きまして、申請番号 20 番、所在が[]字[]番地、地目は畑で、面積は 574 m²であります。申請人は[]さんで、申請事

	<p>由ですが、昭和 30 年頃に■■■■■に転居し、その後、山林化したということ であります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行 いたいということでもあります。地元推進委員の岩坂委員と 10 月 23 日に現地確 認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定で きるものと考えられます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、 ここで、地元の農地利用最適化推進委員等から意見をいただきたいと思いま す。</p> <p>最初に、申請番号 17 番につきまして、瀬口一行推進委員から願いま す。</p>
瀬口一行 推進委員	<p>事務局がただ今、説明したとおりでございます。何ら問題ないと思いま すので、審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 18 番につきまして、13 番：内田委員から願います。</p>
13 番： 内田委員	<p>はい。先ほど事務局から説明がありましたとおり、現地確認しました。間 違いなく事務局の説明とおりであります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 19 番につきまして、進藤茂毅推進委員から願います。</p>
進藤茂毅 推進委員	<p>10 月 23 日午後、■■■■■さんと現地確認を行いました。事務局の言う通り でございます。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 20 番につきまして、岩坂信也推進委員から願います。</p>
岩坂信也 推進委員	<p>はい。10 月 23 日事務局と現地確認をさせていただきました。特段、問題 はないと思いますので、ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のあ る方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しまし た。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)、農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告し ます。</p>

